

建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく「二級・木造建築士定期講習」 未受講者への指導・処分方針

1 目的

本方針は、建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく二級・木造建築士定期講習（以下「定期講習」という。）の未受講者に対する指導・処分の方法を明確にすることで未受講者へ受講を促すことを目的とする。

2 指導・処分の基本方針

- (1) 定期講習の未受講期間 1 年未満の未受講者は警告対象とする。
- (2) 警告してもなお受講せず、未受講期間 1 年以上の未受講者は再警告対象とする。
受講しなかったやむを得ない理由がある者以外は、「二級建築士及び木造建築士の懲戒処分並びに建築士事務所の監督処分の基準」に基づく「文書注意（処分等ランク 1）」とする。

3 指導・処分の方法

- (1) 定期講習の未受講期間 1 年未満の未受講者 ※別紙フロー 1
 - 1) 警告文、受講状況回答書を未受講者あて送付。
 - 2) 未受講者は、受講状況回答書を記載し、県土整備部建築住宅課あて返信。
 - 3) 以下の場合、再警告の対象（下記(2)の対象）とする。
 - ① 受講状況回答書の返送がない。
 - ② 定期講習の受講が確認できない。
 - ③ 建築士事務所登録事項変更届（様式第 13 号）、建築士事務所廃業等届（様式第 14 号）の提出が確認できない。
- (2) 定期講習の未受講期間 1 年以上の未受講者 ※別紙フロー 2
 - 1) 再警告文、受講状況回答書を未受講者あて送付。
 - 2) 未受講者は、受講状況回答書を記載し、県土整備部建築住宅課あて返信。
 - 3) 以下の場合、文書注意（処分等ランク 1）とする。
 - ① 受講状況回答書の返送がない。
 - ② 定期講習の受講が確認できない。
 - ③ 建築士事務所登録事項変更届（様式第 13 号）、建築士事務所廃業等届（様式第 14 号）の提出が確認できない。
 - ④ 受講しなかったやむを得ない理由がない。

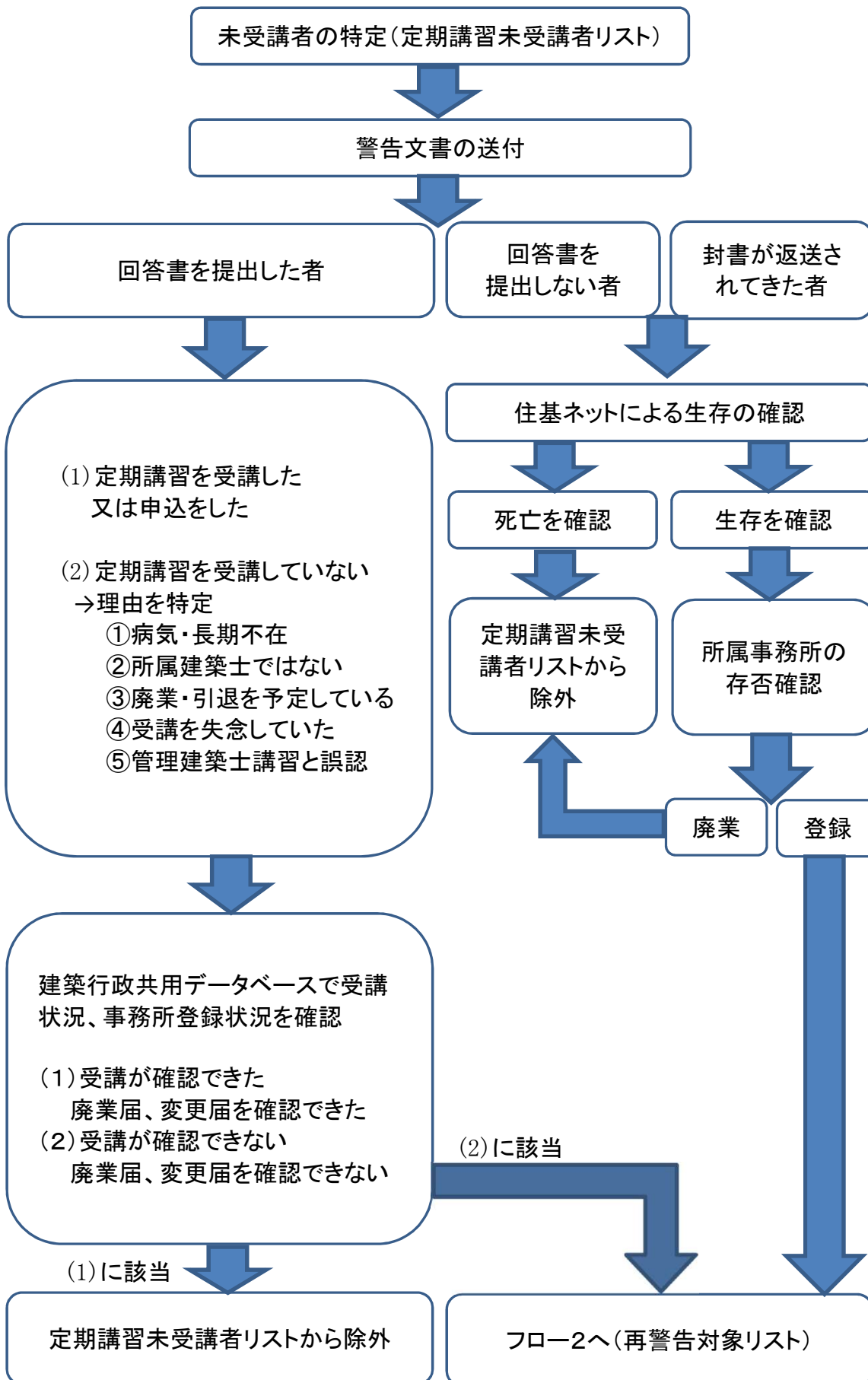
4 指導・処分の保留

3 (2)において、受講しなかったやむを得ない理由がある場合、指導・処分を保留とする。

(付則)

この方針は、令和 2 年 4 月 8 日より施行する。

フロー1 【未受講期間1年未満】定期講習未受講者への指導・処分方針



フロー2 【未受講期間1年以上】定期講習未受講者への指導・処分方針

